

障害のある人もない人も

だれもが
住みよい町へ



相談支援事業

長与町では相談支援事業などを委託しています。

相談支援事業所「ぬくもり」

☎相談支援事業所「ぬくもり」(長与町老人福祉センター2階) ☎095-801-5311

🕒受付時間9時～17時(土日・祝日・年末年始を除く)

👤支援を必要とする方(身体・知的・精神・発達に障害がある方など)やその家族

🏠相談支援専門員がご相談を受け付けています。必要に応じて、福祉サービスなどの関係機関も案内しています。

📍他来所による相談の場合、電話予約が必要

どこに相談したらいいかわからない方も、まずはお気軽にご相談ください♪



障害者のための相談員

☎福祉課 ☎095-801-5827

身の回りのいろいろなお困りごとや不安なことなど当事者の立場からご相談にのります。「こんな時、どうしていた？」など、お気軽にご連絡ください。相談員さんへおつなぎしますので、まずは福祉課までご連絡ください。



話すことによって、気持ちが軽くなることもあります。地域の相談員へご相談ください。

相談支援事業・住宅入居支援・障害者虐待防止センター「和みの里」

☎和みの里(長崎市畝刈町) ☎095-860-1717

障害者が生活する中で抱えるさまざまな問題について相談を受け、地域での暮らしが実現し、生活を続けていけるように居住支援など各種手続きのサポートをします。また、障害者虐待防止・指導助言も行っていますので、養護者や施設従事者などとの関係で悩んでいることなどがありましたらご相談ください。

🕒受付時間 9時～18時 ※年中無休

(通報・相談の電話については24時間対応)

近所の事業所では相談しづらいことなどはありませんか？長与町からは少し距離がありますが、いつでも相談をお待ちしています。



..... 5月から地域生活支援拠点事業を開始しました

緊急時に備えての相談・情報登録

☎相談支援事業所「ぬくもり」 ☎095-801-5311

(長与町老人福祉センター2階)

障害者の「親亡き後」「介護者の急病」などの緊急時に備えて、緊急連絡先や状況登録をし、障害の特性に応じた障害サービスのコーディネートや自立のための相談・支援を行います。障害者手帳を持っていないが、特性があり、親亡き後などの1人暮らしに不安がある方のご家族もご相談ください。

緊急受け入れ先の短期入所事業所の登録業者を募集しています！

☎福祉課 ☎095-801-5827

高田郷にある、くじらぐもGTクラウド(知的障害者対象)が、緊急受け入れ先として5月に登録されました。そのほか、登録事業者を募集しています！福祉課までご連絡ください。

障害者福祉制度はさまざまなものがありますが…
今回の特集では、長与町の障害者福祉事業の中から
「相談支援事業」と「意思疎通支援事業」を紹介します！
何か気になることがあれば、抱え込まずに支援員に話をしてみませんか？
誰かに話をすることで、少しでもほっとできれば幸いです。
お気軽にご連絡ください♪



意思疎通支援事業

3月に「長与町手話言語条例」が制定されました。この条例をもとに、聞こえる人も聞こえない人も地域で支えあいながら安心して暮らすことができる長与町を目指していきます。

長与町役場福祉課に 専任手話通訳者を配置しています！

耳の聞こえない人の相談や各所手続きのサポート
をしています。

☎8時45分～15時30分(土日・祝日・年末年始を除く)

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

☎福祉課 専任手話通訳者(荒木)

☎095-801-5827

耳の聞こえない人、聞こえづらい人の病院や行事な
どに同行し、手話や要約筆記で通訳を行っています。
利用の際は事前に申請が必要です。

長与町のろう者の
方の身近な相談役
を担っています。



要約筆記とは？

発言者の話を聞き、要約し、
文字化することで、難聴者
や中途失聴者などにその場
の音声情報を伝達する手
段です。



手話の周知啓発に努めます！

より手話が身近なものになるように、手話奉仕員養成講座や
こども向け手話教室を開催しています。開催時は広報ながよ、
ホームページでお知らせします。

手話講師を派遣します！

☎福祉課 専任手話通訳者(荒木) ☎095-801-5827

町内事業者や団体への講師派遣依頼を承っています。
手話に関するイベントや教室を開きませんか？関心があ
る方はお問い合わせください。

☎講師派遣料 有料



事業者の皆さまへ

令和6年4月1日から、「事業者」にも障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されていま
す。障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると
の意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。



合理的配慮
について
(政府広報)



みんなが意識することにより
だれもが住みよいまちを作っていきたいね！